

公益財団法人 新見美術振興財団 役員等報酬支給基準

(総則)

第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び定款第16条第1項、第31条第1項の規定にもとづく、公益財団法人新見美術振興財団（以下「本財団」という。）の役員等に対する報酬の支給に関しては、この規定の定めるところによる。

2 本規程で役員等とは、理事及び監事をいう。

(原則)

第2条 役員等は無報酬とする。

(例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の場合は報酬を支給する。

- (1) 常務理事及び特別な職務を執行した役員等については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、職務を行うために要する費用の実費相当額をその都度支払う。

(報酬の支給方法)

第4条 前条の報酬の支給定日は、毎月15日（その日が休日にあたる場合は、その日の前に置いて、その日に最も近い休日でない日）とする。

2 前条の報酬は、法令に基づき、その役員等の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を役員等に支給する。

(新たに常務理事となったものの報酬)

第5条 新たに常務理事となった者には、その日から報酬を支給する。

(常務理事でなくなった者の報酬)

第6条 常務理事が退職、解任又は死亡により役員等でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。

第7条 前2条の規程により報酬を支給する場合であって、その月のうちに常務理事の役員等でなかった日があるときは、その報酬の額は、第8条で定める報酬の月額から、同額に当該常務理事の役員等でなかった日の日数の数を30で除して得た数を乗じて得た金額に相当する額を控除した額とする。

(報酬)

第8条 常務理事の報酬は、次に掲げる各号を総合的に勘案のうえ、評議員会が定める総額の範囲で、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

- (1) 勤務日数及び勤務時間
- (2) 類似の他の公益法人の常務理事・役員等報酬の額
- (3) 官民間の類似役職員等の報酬の額
- (4) 当該常務理事の経歴

2 特別な職務を執行した役員等に対する報酬を支給するときは、評議員会の決議により日額1万円以下の額で、その都度支給する額を定める。

第9条 常務理事で交通用具を利用して本財団に勤務する者に対し、通勤手当として実費を支給する。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は評議員会の議決によるものとする。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。